

PPP／PFIの推進について

平成 27 年 2 月

内閣府 民間資金等活用事業推進室

①数値目標の達成状況と各案件の進捗状況について

【KPI】

今後 10 年間（2013～2022 年）で PPP/PFI の事業規模を 12 兆円に拡大する（2012 年度まで 4.2 兆円（2014 年 3 月時点の数値））。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、2022 年までの 10 年間で 2～3 兆円としている目標を 2016 年度末までの集中強化期間に前倒しする。

【進捗状況】

2013 年度までの P F I 事業規模は 4.3 兆円。うち、2013 年度の新規契約金額は、943 億円。

②運営権者への公務員派遣を可能とする法制度について

コンセッション事業の円滑かつ効率的な実施を図るため、コンセッション事業者の要請に応じて、一定期間、専門的ノウハウ等を有する公務員を退職派遣させる制度を創設する等の措置を講ずるための P F I 法改正法案を今国会において提出予定。

【制度の概要】

（1）対象法人：コンセッション事業者

（2）対象職員：国家公務員又は地方公務員

（3）手続：

①対象法人の要請に基づき、任命権者と対象法人との間で業務内容等について取決めを締結

②任命権者の要請に応じて職員が退職し、対象法人の業務に従事（退職派遣）

（4）退職派遣期間：3 年以内

（5）職員の処遇：

退職派遣期間終了後は公務員に復帰することを前提とし、退職手当について退職派遣期間を 100%通算

（今後の検討・調整により、変更が生ずることがあり得る。）

③更新投資の償却にかかる会計・税務処理について

- ・大阪市水道コンセッション事業における更新投資等に係る税務上の整理について、平成 26 年 11 月に大阪市が公表した実施方針（案）を前提として、大阪市が予定する方法（繰延資産として取扱う等）で処理する方向で税務当局と調整中。
- ・下水道コンセッション事業においても、スキームが固まった段階で、税務当局に対して改めて照会予定。

⑧指定管理者制度や地方公営企業上の取扱いに関するガイドラインの改訂状況について

- ・昨年 6 月に公共施設等運営権制度における指定管理者制度や公営企業の取扱い等に関する通知を総務省から発出。
- ・昨年 8 月に民活空港運営法に基づく地方管理空港特定運営事業の実施に係る指定管理者制度の取扱いについて通知を国交省から発出。
- ・上記事項については、公務員退職派遣に係る P F I 法改正法案成立後、法改正に伴う改正事項と併せて、P F I 推進委員会の審議を経て、速やかに運営権ガイドラインを改正予定。